



**消費生活用製品安全法(特別特定製品適合性検査)
適合性検査手数料に係る積算根拠**

2018年4月1日

(A) 一号検査

法第12条第1項第一号で定める検査(以下「一号検査」という。)の料金は、1) 製品試験料、2) 試験、サンプル採取等の出張に係る料金、3) 適合性検査証明書の発行手数料に分けて定め、それらを合算して算出する。交通費、宿泊費及び食費などを除き、これら料金には別途消費税が加算される。

* 料金は、評価する製品の機能、構造及び事業者の倉庫(又は保管場所)の所在地により異なります。例として下記前提条件の料金を提示し、前提条件が異なる場合は、別途お見積り金額を提示させていただきます。

① 前提条件:

【携帯用レーザー応用装置】

- 製品の種類: レーザーポインター
- 事業者の倉庫(又は保管場所)の所在地: 国内
- レーザー光の放出状態を維持する機能: ないもの
- 製品に搭載されるレーザーの種類の数: 1
- 対象ロット形成個数: 50台 (サンプル採取数: 2台)

【浴槽用温水循環器】

- 事業者の倉庫(又は保管場所): 国内
- 吸入口に着脱式キャップ: あるもの
- 対象ロット形成個数: 50台 (サンプル採取数: 2台)

② 適合性検査に係わる料金:

【携帯用レーザー応用装置】

1) 製品試験料	2) 試験、サンプル採取等の出張に係る料金	3) 適合性検査証明書の発行手数料	合計
321,000円 ^{a)}	(*1)	30,000円	351,000円 + (*1)
453,000円 ^{b)}	(*1)	30,000円	483,000円 + (*1)

^{a)}: レーザー光の種類: 持続波のもの

^{b)}: レーザー光の種類: パルスのもの

【浴槽用温水循環器】

1) 製品試験料	2) 試験、サンプル採取等の出張に係る料金	3) 適合性検査証明書の発行手数料	合計
460,000円	(*1)	30,000円	490,000円 + (*1)

Note:

(*1): 出張に係る費用のうち、交通費、宿泊費及び食費などに関する費用については、当機関規定に基づき実費請求する。



(B) 二号検査

法第 12 条第 1 項第二号で定める検査（以下「二号検査」という。）の料金は、1) 製品試験料、2) 工場検査料、3) 試験、工場検査等の出張に係る料金、4) 適合性検査証明書の発行手数料に分けて定め、それらを合算して算出する。交通費、宿泊費及び食費を除き、これら料金には別途消費税が加算される。

* 料金は評価する製品の機能、構造及び生産工場の所在地により異なります。例として下記前提条件の料金を提示し、前提条件が異なる場合は、別途お見積り金額を提示させていただきます。

① 前提条件：

【携帯用レーザー応用装置】

- 製品の種類：レーザーポインター
- 生産工場の所在地：中国
- 生産工場の数：1
- レーザー光の放出状態を維持する機能：ないもの
- 製品に搭載されるレーザーの種類の数：1

【浴槽用温水循環器】

- 生産工場の所在地：国内
- 生産工場の数：1
- 吸入口に着脱式キャップ：あるもの

② 適合性検査に係わる料金：

【携帯用レーザー応用装置】

1) 製品試験料	2) 工場検査料	3) 試験、工場検査等の出張に係る料金	4) 適合性検査証明書	合計
235,000 円 ^{a)}	408,000 円	(*1)	30,000 円	673,000 円 + (*1)
354,000 円 ^{b)}	408,000 円	(*1)	30,000 円	792,000 円 + (*1)

^{a)}: レーザー光の種類：持続波のもの

^{b)}: レーザー光の種類：パルスのもの

【浴槽用温水循環器】

1) 製品試験料	2) 工場検査料	3) 試験、工場検査等の出張に係る料金	4) 適合性検査証明書	合計
270,000 円	160,000 円	(*1)	30,000 円	460,000 円 + (*1)

Note:

(*1): 出張に係る費用のうち、交通費、宿泊費及び食費などに関する費用については、当機関規定に基づき実費請求する。